関連条文	取扱い項目	取扱い内容	最新掲載日
条例第五条 第一項第九号	行為の禁止の取扱いについて	条例第五条　甲府駅南口駅前広場においては、何人も次に掲げる行為をしてはならない。 〇九　歩道へ車馬を乗り入れること。 次の場合は、行為の禁止に該当しないとして取り扱うものとする。 ・甲府駅南口駅前広場の管理に必要な作業を行うため、歩道へ車馬を乗り入れる場合。 ・甲府駅南口駅前広場に隣接する施設の管理に必要な作業を行うため、歩道へ車馬を乗り入れる場合。 なお、これらの行為をしようとする者は、事前に駅前広場管理者と協議すること。その際、駅前広場管理者は行為の方法が分かる図書の提示又は提出を求めることがある。	平成29年10月11日
条例第六条	行為の許可が不要な行為について	行為の許可が不要な行為の例は、次のとおりである。 ・ビラ配り、ティッシュ配り（官民は問わない） ただし、条例第五条の禁止行為を伴わないことを前提とする。	平成29年10月11日
条例第六条第一項	行為の許可の審査基準について	行為の許可の審査基準について次のとおり定める。 〇物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。 ・公共団体等の主催又は共催のもとに行われるもの又は目的が公益的であること。	平成29年10月11日

関連条文	取扱い項目	取扱い内容	最新掲載日
条例第六条	行為の許可の留意事項について	甲府駅南口駅前広場における行為の許可を受けたときは、次の内容に留意すること。 ◇甲府駅南口駅前広場　行為の許可に付す条件 １　許可を受けた事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の５日前までに申請書を知事に提出すること。 ２　当該行為の許可に係る行為を行うときは当該許可書を携帯し、知事又は当該職員から求めがあったときはこれを提示すること。 ３　知事は、許可を受けた者が当該行為の許可に係る行為によって、多数の者が集合するなどして、甲府駅南口駅前広場の利用又は管理に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、行為の中止を命ずる。 ４　当該行為の許可に係る行為を終えたときは清掃を行い、原状回復すること。 ５　許可を受けた者の責により、甲府駅南口駅前広場の施設を損傷した場合は、速やかに知事に報告すると共に、許可を受けた者の費用負担により、速やかに復旧すること。 ６　許可を受けた者は、当該行為の許可に係る行為によって第三者に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。 ７　知事は、天災地変等の不可抗力、盗難、紛失、毀損、その他知事の責に帰し得ない事由によって許可を受けた者が受けた損害について、一切の責任を負わない。 前各号に掲げるもののほか、条例第６条第３項の規定により、次の条件を付する。 ８　当該行為の許可に係る行為によって音を発生させる場合は、視覚障害者用信号機などが誘導目的で発する音、危険を避けるために警音器から発する音などが聞き取れないような音量とならないようにすること。 ９　当該行為の許可に係る行為を行う際は、感染症対策を徹底すること。また、発熱等の症状が見られる者の参加を自粛させること。	令和7年3月1日

関連条文	取扱い項目	取扱い内容	最新掲載日
条例第六条	行為の許可申請について	条例第六条に基づき、行為の許可申請を行う際は原則として以下のとおりとすること。 〇事前協議 ・実施日の2ヶ月前までに使用希望日、イベント概要、空き状況等を駅前広場管理者と協議すること。 〇申請の時期 ・実施日の14～60日前までに申請すること。 〇行為の期間 ・行為の期間は最長1ヶ月間とする。ただし、行為の期間は月を跨ぐことはできないこととする。 〇利用できる時間帯 ・7:00～22:00の間（設営・撤収の時間を含む） 〇物品の販売・多数の者の集合する催しに利用できるエリア （事務取扱要領第4条で認められる場合） ・下記図面のとおりとする。 ＊青区間（信玄公像広場）:物品の販売は不可 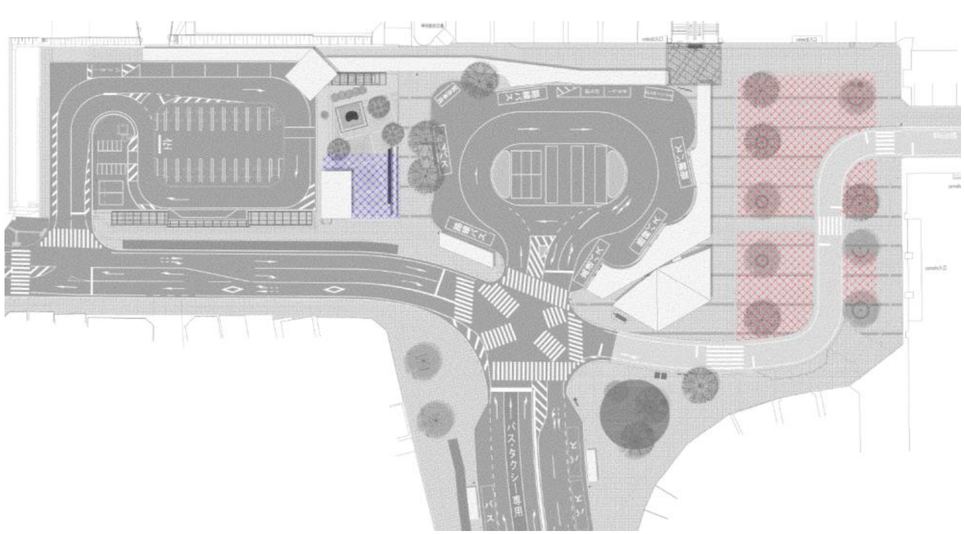	令和5年2月1日